

② 「耐震改修工事のみを行う事業に係る補助金」のご案内

●補助内容

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修工事（建替え含む）のみを行う事業に要する費用の一部を補助

（一戸建ての住宅：上限101万9000円）

※耐震改修は、一定の基準を満たす必要があります。

※建替えの場合は、省エネ基準に適合させる必要があります。

※建替えの場合は、土砂災害特別警戒区域外である必要があります。

●補助対象となる住宅／次の要件をすべて満たす住宅

- ・有田川町内に存する住宅
- ・木造住宅にあつては、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ・非木造住宅にあつては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・地上階数が2以下かつ延べ面積200㎡以下のもの

※「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び併用住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含みます。

●補助対象者／次のいずれかに該当する者

【耐震改修を行う場合】

- ・補助対象となる住宅を所有している者
- ・補助対象となる住宅に居住している者
- ・補助対象となる住宅に居住する予定の者

【建替えを行う場合】

- ・補助対象となる住宅に居住している所有者
- ・補助対象となる住宅に居住している所有者と同居している者

●申込方法

- ・申込書の配布及び受付場所／建設課（吉備庁舎）
- ・受付期間／別紙参照

※申込書は、有田川町ホームページからも取得できます。

※申込書の配布及び受付は、役場閉庁日時に伴います。

※既に工事に着手している事業の申請は、受け付けません。

※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切る場合があります。

※この案内に記載している内容以外にも諸条件があります。

●相談・問い合わせ先●

有田川町役場吉備庁舎 建設課 都市整備班

電話 0737-52-2111（代表）

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

有田川町住宅耐震改修事業補助金申請手続きの流れ

【耐震改修】 補助対象：**改修工事のみ**

※設計を開始していない、または、設計中の場合においても「改修工事」を補助対象とした補助金交付申請ができます。

申請者

有田川町（建設課）

補助金交付申請書の提出
(様式第1号)

受付・書類審査

補助金交付決定通知書の
受理

補助金交付決定通知書の
送付（郵送）

耐震補強工事契約の締結

※「補助金交付決定通知書」が届く前に耐震補強工事に係る契約行為をすると補助金が受けられなくなりますので、ご注意ください。

耐震補強設計完了報告書の提出
(様式第7号)
※耐震補強設計について和歌山県建築士会等で設計審査(判定)を受け適合させること

耐震補強設計完了報告書の
受理・書類審査

耐震改修工事着手届の提出

耐震改修工事着手届の受理

耐震改修工事着手

工事現場中間確認(※設計者の立会い必要)

工事完了

耐震改修工事完了報告書の
提出(様式第6号)

耐震改修工事完了報告書の
受理・書類審査

工事現場完了確認(※設計者の立会い必要)

補助金交付決定通知書の
受理

補助金交付決定通知書の
送付（郵送）

補助金支払請求書の提出
(様式第9号)

受付

補助金受領

補助金交付

有田川町住宅耐震改修事業補助金申請手続きの流れ

【現地建替え工事】 補助対象： **建替え工事のみ**

※設計を開始していない、または、設計中の場合においても「建替え工事」を補助対象とした補助金交付申請ができます。

